

公立大学法人滋賀県立大学職員の懲戒等の審査手続きに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員の懲戒等に関する規程第4条第4項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学の懲戒等審査委員会における懲戒等の審査手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定足数および議決数)

第2条 懲戒等審査委員会は、懲戒等を議決する場合は、全委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

2 前項の議決方法は、委員の無記名投票による。

(委員の除斥)

第3条 懲戒等審査委員会が審査につき特別の利害関係を有すると認めた委員は、議決権を行使することができない。この者は、前条第1項の出席委員の数に算入しない。

(懲戒等の審査)

第4条 懲戒等審査委員会は、懲戒処分等の審査請求があった場合には、公正・中立な立場で、その事案の事実関係の確認ならびに処分の要否および程度を審査する。

2 懲戒等審査委員会は、前項の審査請求が教員に係るものについては、必要に応じて教育研究評議会に諮問するものとする。

(弁明の機会)

第5条 懲戒等審査委員会は、懲戒処分の審査を行うにあたっては、当該職員に対し、懲戒に該当する事実を記載した書面を交付するものとする。

2 懲戒等審査委員会は、当該職員が前項の書面を受領した後14日以内に書面で請求した場合には、当該職員に対し、口頭または書面で弁明する機会を与えるものとする。

(参考人の意見聴取等)

第6条 懲戒等審査委員会が必要と認める場合は、参考人を出席させて事情を聴取し、または資料を提出させることができる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、懲戒等の審査手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。